



第15号様式（第11条関係）

一般廃棄物収集運搬業許可証

COPY

伊勢原市指令（清り）第29号

住 所 神奈川県厚木市恩名一丁目11番31号

氏 名 中央カンセー 株式会社
代表取締役 尾島 忠

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の名前〕

令和5年6月13日に申請のあつた一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

令和5年 6月19日

伊勢原市長 高 山 松太郎



許 可 証 番 号	許可証 第 9 号
営 業 所 の 所 在 地 及 び 名 称	伊勢原市三ノ宮532-3 田中彰洋方 中央カンセー株式会社 伊勢原営業所
事 業 の 範 囲	事 業 内 容 収集運搬（保管・積替えを除く）
	取 扱 廃 棄 物 の 種 類 ごみ
営 業 の 区 域	伊勢原市内
処 理 料 金	伊勢原市ごみ処理等の適正化及びポイ捨て等の防止に 関する条例に規定する範囲内とする
営 業 許 可 期 間	令和5年7月4日から令和7年7月3日まで
許 可 条 件	別紙のとおり

許 可 条 件

COPY

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、同法施行令、同法施行規則、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、同法施行規則等関係諸法令及び伊勢原市ごみ処理等の適正化及びポイ捨て等の防止に関する条例（平成6年伊勢原市条例第15号）、同施行規則を遵守するとともに、市長が指示する事項について厳守すること。
- 2 収集運搬にあたっては、市民に迷惑がかかる行為のないようにし、常に環境衛生の保持に努め、適正に行うこと。
- 3 収集された廃棄物は、完全に被覆のうえ運搬することとし運搬途中において廃棄物及び汚水が飛散、流出することのないよう十分な処置をすること。
- 4 取扱廃棄物の種類は、事業計画書に基づく事業所から排出される一般廃棄物（ごみ）に限る。
- 5 取扱廃棄物のうち、缶、びん、紙類、廃プラスチック、木くずなど再利用可能な廃棄物については、排出・収集の時点で分別し、資源化に努めること。
- 6 廃棄物を秦野市伊勢原市環境衛生組合はだのクリーンセンター（秦野市曾屋4624番地）へ搬入する場合は、次のとおりとする。
 - （1） 搬入受付時間については、午前8時30分から午後4時30分まで（午前11時30分から午後1時までを除く。）とする。
 - （2） はだのクリーンセンターに搬入する場合の作業員（運転手を含む。）は、車両1台につき2人以上とする。
 - （3） 缶類などの不燃物及び弁当の容器など廃プラスチックについては、可燃物と分別し、はだのクリーンセンターへは持ち込まないこと。
 - （4） はだのクリーンセンターの事情等により、伊勢原清掃工場への搬入を指示する場合がある。また、同様搬入を認めないことがあるので、その際は、自ら責任を持って適正に処理すること。
 - （5） 搬入ごみに係る処理手数料は、搬入先の指示に従い遅滞なく納入すること。
 - （6） その他搬入に係わる事項については、搬入先の職員の指示に従うこと。
 - （7） 翌月分の搬入計画書は、所定の様式により前月の15日までに清掃リサイクル課長あて提出すること。
- 7 収集運搬車両は常に整備し、良好で清潔な状態を確保すること。
- 8 清掃及び収集運搬車両に、許可業者である旨の表示をすること。
（「伊勢原市一般廃棄物収集運搬業許可証 第9号」と表示すること。）
- 9 申請内容に変更が生じる場合には、伊勢原市ごみ処理等の適正化及びポイ捨て等の防止に関する条例施行規則第9条第4項又は第5項による手続きをすること。
- 10 事業の全部又は一部を廃止したとき、又は事業を休止したときは、伊勢原市ごみ処理等の適正化及びポイ捨て等の防止に関する条例施行規則第13条の手続きをすること。

COPY

- 11 前月分の業務実績報告書は、所定の様式により翌月の10日までに市長に報告すること。
- 12 業務に関する伝票、帳簿等は常に整備及び保存し、請求があった場合は、速やかに提示できるようにしておくこと。
- 13 清掃及び収集、運搬車両には、許可証の写し（許可条件を含む。）を常備しておくこと。
- 14 許可証は、他人に譲渡又は貸与してはならない。
- 15 営業区域（取扱事業所）は、別紙に記載のとおりとする。
- 16 以上の許可条件を遵守しないときは、期間中であっても許可を取り消すことがある。
- 17 本許可証は交付日から効力を有するものとする。